

令和7年度第3回庁議 会議録

[日 時] 令和7年5月30日（金）9時00分～9時30分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与及び各部局長、危機管理監
消防本部総括次長 代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(1) 第六次長期総合計画の中間見直しの進捗状況・今後の予定について
(企画部)

5 その他

1 市長あいさつ

本日の議題にもあるように、市議会定例会が6月10日に開会予定である。6月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市議会定例会提出議案について説明をお願いします。

企画部から、報告2件、予算議案1件と会派説明の結果について説明する。

報告第11号「継続費繰越計算書の報告」については、一般会計において継続費を設定して進めている、4事業に係る継続費繰越計算書の報告で、令和6年度予算額に対する未執行額を令和7年度へ逡次繰越したものである。

報告第14号「繰越明許費繰越計算書の報告」については、令和6年度一般

会計における２７事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、国の令和６年度補正予算に対応したことなどから、事業費の一部を令和７年度に繰越したものである。

議案第４４号「令和７年度新居浜市一般会計補正予算（第１号）」については、国等の補助内示があった事業等を補正するもので、上部東西線改良事業等の公共事業をはじめ、新居浜東港線側道整備事業等の単独事業のほか、定額減税補足給付金不足額給付支給事業費等の施策費について、予算措置するものであり、今回の補正は９億８，５２０万７千円の追加である。

追加提出を予定している「令和７年度新居浜市一般会計補正予算（第２号）」については、県議会議員補欠選挙費の経常経費について予算措置するものである。

上下水道局から、報告４件、議案３件について説明する。

報告第１２号、第１３号及び第１４号「継続費繰越計算書の報告」については、水道事業会計及び公共下水道事業会計において継続費を設定して進めている、４事業に係る「継続費繰越計算書」の報告で、令和６年度予算額の未執行額を今年度へ通次繰越したものである。

報告第１５号及び第１６号「繰越計算書の報告」については、水道事業会計及び公共下水道事業会計における「資本的支出」に係る繰越計算書の報告で、関連工事の遅延等から事業費の一部を本年度へ繰越したものである。

議案第４５号、「令和７年度新居浜市水道事業会計補正予算（第１号）」及び議案第４６号、「令和７年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算（第１号）」については、いずれも新居浜市上工下水道施設包括委託事業に係る債務負担行為について、予算措置をするものである。内容としては、上・工・下水道事業一体での施設の運転、維持管理及び設計、改築業務等における包括委託事業について、令和７年８月に事業者選定のための募集要項等の公表にあたり、令和８年度から令和１８年度までの債務負担行為を設定するものである。

議案第４７号、「令和７年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第１号）」については、新居浜市上工下水道施設包括委託事業に係る債務負担行為並びに事業費の増加による継続費及び建設改良費等について、予算措置するものである。内容については、まず、「新居浜市上工下水道施設包括委託事業」については、水道事業会計及び工業用水道事業会計と同様、令和８年度から令和１８年度までの債務負担行為を設定するものである。なお、令和８年度から令和１８年度までの１０年間について、上工下水道事業全体での限度額として、１４５億４千７百万円に物価変動等並びに消費税及び地方消費税の税率変動に伴う増減額を加算した額とするものである。

港町雨水ポンプ場改築事業については、工法の変更や、物価変動等により事業

費が増加したため、総事業費として、15億6千百万円に4億円を追加し、19億6千百万円に事業費及び継続費の補正を行うものである。

市民環境部から、議案1件について説明する。

議案第40号、「工事請負契約」については、令和7年度清掃センター定期点検整備工事で、4億2,790万円で、日鉄エンジニアリング株式会社と、随意契約を締結しようとするものである。

建設部から、議案2件について説明する。

議案第41号「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」の制定については、受益者負担の原則を踏まえた手数料の適正化及び近隣市等との均衡を図るため、開発行為の許可に係る手数料、用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可に係る手数料、予定建築物等以外の建築等の許可に係る手数料及び優良宅地造成の認定に係る手数料の額を改定しようとするものである。なお、手数料の改訂は、4年に一度定時的に行われており、改定額は先に愛媛県が改定した額に倣ったものとしている。この条例は、令和7年7月1日から施行したいと考えている。

次に議案第43号「新居浜市駐車場条例及び新居浜市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例」の制定については、新居浜駅周辺に設置している新居浜駅前駐輪場及び新居浜駅南口広場駐輪場について、これまでの管理運営状況や新居浜駅周辺の公営駐車場の利用状況を検証した結果、更なる業務の効率化、利便性の向上、管理経費の削減が期待できることから、新居浜駅前駐車場、新居浜駅南駐車場、新居浜駅南口広場駐車場の3施設を新たに指定管理対象施設として加え、駐輪場、駐車場を一つの複合施設として指定管理者制度を導入し、指定管理対象施設の使用料収入を指定管理者の収入として取り扱う利用料金制の導入を可能とするため、条例の一部を改正するものである。

この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

経済部から議案1件について説明する。

議案第42号、新居浜市森林公園ゆらぎの森設置及び管理条例の一部を改正する条例については、森林公園ゆらぎの森にある作楽工房について、別子山地域における登山者をターゲットとして、作楽工房の宿泊利用を開始することから、施設利用にかかる料金を定めようとするものである。改正の内容としては、別表に作楽工房の宿泊料金の基準額として、中学生以上3,300円、小学生以下1,650円を加えるものである。

なお、この条例は、令和7年7月1日から施行したいと考えている。

消防本部から、追加提出予定の財産の取得3件について説明する。

追加提出を予定している「財産の取得」について、1件目は、南消防署の高規格救急自動車1台、2件目は、高津分団の消防ポンプ自動車1台、3件目は、

3. 5トン未満の消防ポンプ自動車1台を取得するものである。

総務部から、追加予定の人事議案2件について説明する。

新居浜市教育委員会の委員の任命について、及び新居浜港務局委員会の委員の任命については、それぞれ任期満了に伴う新たな委員の任命について議会の同意を求めるものである。

5月26日から28日に開催した会派説明に関し、関係部局より質疑説明を行った。

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(1) 第六次長期総合計画の中間見直しの進捗状況・今後の予定について

(企画部)

長期総合計画の中間見直しにあたり、庁内に「策定委員会」と「専門部会」を設置する。策定委員会は、「新居浜市長期総合計画に関する規定」に基づいて設置され、副市長を委員長に、各部局長を委員として構成される。策定委員会では、専門部会で作成された見直し案に対して、必要に応じて意見をいただくこととしており、委員は庁議メンバーと重複しているため、会議自体は庁議の場を活用する形式をとる。

専門部会の任務は、最終的な計画見直し案を作成することであり、各課から提出されたたたき台をベースに作業を行う。具体的な作業内容やスケジュールについては事務局である総合政策課から都度連絡され、各部会には同課のまちづくり担当職員がサポートとして加わる。ただし、各専門部会の開催方法や日程調整については、各部会長に一任する。

6月には、専門部会において最初の作業として、現行の見直し検討シートの内容確認および加筆・修正を実施する予定である。

本日の依頼事項として、第一に、専門部会長に指名された部局長は6月6日までに専門部会委員名簿を提出いただきたい。第二に、各専門部会においては6月中に見直し検討シートの内容確認および修正をお願いする。確認すべきポイントについては、庁議後にチェックリスト等を添えて別途通知するので、それを参考に作業を進めていただきたい。

5 その他

(1) 国勢調査における指導員の協力依頼について

(企画部)

令和7年に実施される国勢調査に向け、新居浜市では約650名の調査員と

約１００名の指導員が必要となり、人員確保に苦慮している。指導員については例年通り市職員に協力を依頼したい。来週、総合政策課から各部局宛に推薦依頼を行うため、部局で取りまとめの上、名簿提出をお願いします。